

## 重要事項説明書

本書面は、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」第5条第2項に基づく会員契約の締結時に交付する書面であり、重要な事項が記載されていますので、十分お読みいただきますようお願いいたします。

### クーリング・オフについて

- ①本書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は会員から書面により契約の解除を行うことができます。
- ②上記の契約の解除があったときは、当社は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求いたしません。
- ③上記の契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④上記の契約の解除までに、既に当社ゴルフクラブのゴルフ場施設を会員として利用されていた場合、貴殿に対する役務の提供により貴殿が得られた利益に相当する金銭を請求することはありません。

省令8条3項に基づき、書面の内容を十分読むべき旨及びクーリング・オフ規定を赤字にて記載。また、実際の書面では日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字にて記載。

### 1. 指定役務の内容及び提供時期（法5条2項1号）

事項	内容
指定役務に係る施設の名称	近畿経済産業カントリークラブ
指定役務に係る施設の所在地	兵庫県〇〇市△△町××番地
指定役務に係る施設のホール数	18ホール
指定役務に係る施設の敷地面積	1,200,000㎡

提供時期：会員契約締結後、2週間以内に入会金、預託金及び入会金に係る消費税を納入していただき、当社から会員証及び会員カードの交付を受けた後に利用できる。

「契約前交付書面I. 2. 指定役務の内容」の枠内の記載に合わせ、「I. 3. 指定役務の提供の開始日」の提供時期を枠外に記載する。

### 2. 指定役務に係る施設の開設時期その他の当該施設についての計画に関する事項

（法5条2項2号、省令8条1項1号及び2号）

事項	計画の内容
指定役務に係る施設の開設日	昭和60年1月10日
ゴルフ場のホール数	—
ゴルフ場の敷地面積	—
会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設	練習場、クラブハウス、レストラン、駐車場 (昭和60年1月10日既設)

「契約前交付書面I. 3. 指定役務に係る施設の開設日及び計画の内容」の記載に合わせる。

3. 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容（法5条2項3号）

	権利関係の内容	権利の存続期間
土地に係る権利	借地権：通産 誠 ほか9名 計500,000㎡	平成15年5月1日から 20年
	借地権：経産 隆 ほか6名 計200,000㎡	平成14年5月1日から 30年
その他の権利	賃借権（クラブハウス）：(株)通商産業	平成27年5月1日から 10年

「契約前交付書面Ⅱ. 5. 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容」の記載に合わせる。

4. 会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数（法5条2項4号）

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
正会員	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
平日会員	30 口	当ゴルフ場の休業日、土・日・祝祭日を除く日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （100万円）	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （150万円）	100 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）

※会員数（令和〇年〇月〇日現在）：500名（正会員：400名、平日会員：100名）

「契約前交付書面Ⅰ. 4. 会員の数についての計画」の枠内の記載に合わせるとともに、会員数を記載する。

5. 拠出金の種類、額並びに支払の時期及び方法（法5条2項5号）

会員の種類	入会金	預託金	その他の金銭	合計
正会員	500千円	1,000千円	50千円	1,550千円
平日会員	300千円	500千円	30千円	830千円
正会員（分割） （100万円）	—	1,000千円	—	1,000千円
正会員（分割） （150万円）	—	1,500千円	—	1,500千円

注）「その他の金銭」は、入会金にかかる消費税。

支払の時期：会員契約締結後、2週間以内に入会金、預託金及び入会金に係る消費税を納入  
支払方法：指定の口座への振り込み

「契約前交付書面Ⅰ. 5. 拠出金の種類及び額」の記載に合わせるとともに、支払時期、支払方法を記載する。

## 6. 預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無（法5条2項6号）

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額(a×b)
正会員	1百万円	15年	50口	50百万円
平日会員	0.5百万円	15年	30口	15百万円
正会員(分割) (100万円)	1百万円	分割契約日より 10年	50口	50百万円
正会員(分割) (150万円)	1.5百万円	分割契約日より 10年	100口	150百万円
担保措置の有無		無し		

「契約前交付書面I. 6. 預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無」の記載に合わせる。

## 7. 会員契約の変更に関する事項（法5条2項7号）

会員契約及び会則は、理事会の決裁を得て、当社が変更することができる。

「契約前交付書面I. 7. 会員契約の変更に関する事項」の記載に合わせる。

## 8. 会員契約の解除に関する事項（法5条2項8号、法12条）

(1) 会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容

定めなし

(2) その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む。）

- ① 本書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は会員から書面により契約の解除を行うことができる。
- ② 上記の契約の解除があったときは、当社は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求しない。
- ③ 上記の契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じる。
- ④ 上記の契約の解除があった場合には、当社は、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払いを請求しない。
- ⑤ 次の事由に該当する会員に対し、当社は当該会員を除名して会員契約を解除することができる。
  - ・ 本クラブの名誉を毀損し、又は秩序、エチケットを乱す行為があったとき
  - ・ 本クラブの会則に違反したとき
  - ・ 年会費その他諸支払いを3か月以上怠ったとき
  - ・ 暴力団等反社会的勢力に属すると判断されるとき。

「契約前交付書面I. 8. 会員契約の解除に関する事項」の記載に合わせる。

## 9. 損害賠償の予定（違約金を含む）に関する定め（法5条2項9号）

定めなし

「契約前交付書面I. 9. 損害賠償の予定（違約金を含む）に関する定め」の記載に合わせる。

10. 会員の債権に関する定め（法5条2項10号、省令8条2項7号及び8号）

区分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め	有	会員の資格は、一定期間を経過した後、譲渡することができる。ただし、譲渡を受ける者は、入会に際し、所定の手続きを経て会社及び理事会の承認を得なければならない。
相続に関する定め	有	個人会員が死亡した場合は、相続人の一人が所定の手続きを経て会社及び理事会の承認を得なければならない。
譲渡に関するあつせん	無	

「契約前交付書面Ⅰ. 10. 会員の債権に関する定め」の記載に合わせる。

11. 保証委託契約を締結している場合にあっては、その内容（法5条2項11号）

既に開場しているため、締結していない。

「契約前交付書面Ⅰ. 11. 保証委託契約を締結している場合にあっては、その内容」の記載に合わせる。

12. 会員制事業者の名称及び住所並びに代表者氏名

（法5条2項12号、省令8条2項1号）

名称：(株)近畿経済産業

住所：〒540-8535 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44

代表者氏名：経済 太郎

13. 会員契約の締結を担当した者の氏名（法5条2項12号、省令8条2項2号）

近畿経済産業カントリークラブ 総務部 経済 二郎

契約の締結業務を実際に行う責任者の氏名を記載。

14. 契約年月日（法5条2項12号、省令8条2項3号）

令和〇〇年△△月××日（予定） 数字のところが空白でも良い。

15. 契約者の数についての計画及びその契約の内容（法5条2項12号、省令8条2項4号）

契約者の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
特別会員	10名	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。

「契約前交付書面Ⅰ. 12. 契約者の数についての計画及びその契約の内容」の記載に合わせる。

**16. 会員及び契約者以外の者による施設の利用**（法5条2項12号、省令8条2項5号）

会員が同伴し、又は紹介したビジター及び会社の定める一定の条件の下で会員以外も施設を利用できる。

「契約前交付書面Ⅰ. 13. 会員及び契約者以外の者による施設の利用」の記載に合わせる。

**17. 指定役務の提供の制限**（法5条2項12号、省令8条2項6号）

以下の場合には、役務の提供はできない。

- ①満員のためスタート時間に余裕がないとき
- ②クラブの休業日
- ③クラブの都合でクローズしたとき
- ④会則により会員の資格を一時停止又は除名したとき

「契約前交付書面Ⅰ. 14. 指定役務の提供の制限」の記載に合わせる。

**18. 法第9条に基づく書類の閲覧が可能な場所及び閲覧の方法**

（法5条2項12号、省令8条2項10号）

場所：兵庫県〇〇市△△町××番地

近畿経済産業カントリークラブ総務部

閲覧方法：会員本人であることを証明するものを提示。